

中学校給食導入促進に向けた 基本的な考え方(案)

平成23年2月

1 大阪府における中学校給食の現状

大阪の中学校給食の実施率は全国で最も低い。

完全給食の実施状況 (平成22年度末見込み)

・**大阪 12.3%** (政令市を除くと**19.6%**)

12 / 41市町村、57校 / 291校

未実施校 234校 (政令市を除く)

・**全国 81.6%** (平成21年5月)

実施方式

| 方式 | 市町村名 | |
|-----------------------|----------------------|---------------------|
| | 全員喫食 | 選択制 |
| 単独調理場方式 (自校方式) | 箕面、門真、和泉、 熊取、田尻、岬 | 富田林 (喫食率: 27.9%) |
| 共同調理場方式 (給食センター方式) | 四条畷、交野、松原、 大阪狭山 | |
| 民間施設を活用 | | 吹田 (喫食率: 20.9%) |

- 食器方式、ランチボックス(弁当)方式は問わない。
- 下線の市町村は一部の中学校で実施。
- 喫食率はH22.5時点の調査。

保護者・生徒の声

学校給食の実施について、市町村が実施したアンケートでは、

保護者の実施希望は概ね高い
(選択による実施も含めて、概ね60%を超える)

生徒の実施希望は概ね低い
(数%~20%)

6市町村のアンケート結果より
(H16.2~H19.12)

参考: 学校給食法等に基づく学校給食

要件…国の定める「学校給食実施基準(栄養の基準等)」及び「学校給食衛生管理基準」を満たすこと

完全給食…パン又は米飯、ミルク及びおかず

2 府としてのこれまでの取り組み

平成21年度から、「スクールランチ等推進事業」により市町村を支援。

スクールランチ等推進事業

府内の中学校給食の実施状況を踏まえて、平成21年度から、「スクールランチ」という形で、学校給食に極めて近い弁当事業を実施する市町村に対する支援を実施。

・ 府補助1 / 2、上限額250万円 / 校

スクールランチ等推進事業の活用状況（H21～H22見込み）

| 市町村 | 吹田 (完全給食) | 茨木 | 高槻 | 富田林 (完全給食) | 柏原 | 5市 |
|-----|--------------|----|-----|---------------|----|-----|
| 校数 | 11校 | 5校 | 18校 | 7校 | 4校 | 45校 |

市町村が府の「スクールランチ等推進事業」を導入しない主な理由

| 理由(導入意向のない25市町村からの意見:複数回答) | 回答数 |
|----------------------------|-----|
| 1 財政上の理由 | 10 |
| 2 家庭弁当を推奨しているため | 8 |
| 2 喫食率の課題(先行市における喫食率の低迷) | 8 |
| 4 配膳室等のスペースがない | 7 |
| 5 市独自事業を実施又は検討している | 6 |
| 6 人的体制の問題 | 4 |
| 7 費用対効果の問題 | 3 |



3 中学校給食の導入に関する課題

市町村の財政負担の大幅な軽減がなければ、中学校給食の導入促進は困難。

(1) 財政的な負担

イニシャルコスト(自校方式で1.5～2.5億円程度)

国庫補助は制度上は2分の1(新增築)だが、実態としては、総額の1～2割程度。
既存校舎を活用した改修工事は国庫補助の対象外。

耐震化(53.1%)や空調整備(32.7%)優先

数値は平成22年4月1日時点(政令市除く)

ランニングコスト(1校あたり民間委託で1,500万円/年 + 就学援助700万円/年)

(2) 設置スペースの確保(空き地・空き教室がない)

空き地・・・320m²程度(対象生徒600人規模)が必要

空き教室・・・3～4教室程度が必要

(3) その他

家庭弁当の推奨議論、市町村議会での議論、保護者・生徒の意見

4 基本的な考え方

大阪府においては中学校給食の実施率が全国で最も低い。

学力や体力の根幹となる中学生の「食」を充実させ、全ての子どもたちの教育条件を整えるためには、中学校給食を府内に広げる必要があるが、市町村の財政負担が導入にあたっての課題となっている。

そこで、府として、市町村の財政負担を大幅に軽減できるよう、時限を設けて支援を行うこととし、平成23年度当初予算において、府としての支援の総額を明らかにすることにより、市町村がそれぞれ工夫を凝らした中学校給食導入を推進することをサポートする。

補助期間は平成23年度から平成27年度の5年間とする。

補助制度の詳細については、今後設計していく。

5 平成23年度当初予算(案)の考え方

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 事業名 | 中学校給食導入促進事業 |
| 形式 | 5年間の支援総額の上限を債務負担行為(注1) |
| 総額 | 246億円(2.1億円(注2)×234校(中学校給食未実施校)×1/2) |

(注1)債務負担行為とは

将来にわたる債務を負担する行為をさす。その行為をすることができる事項、期間及び限度額を予算で定める。

地方自治法 第214条
歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

(注2)平均的な食数、面積の整備事例の中で、最大の施設整備費

6 今後のスケジュール

| 日程 | 内容 |
|------------------|--|
| 平成23年2月 ~ 3月 | 「中学校給食導入促進に向けた基本的な考え方」提示 2月府議会で議論 市町村からの意見聴取 |
| 平成23年4月 ~ 5月 | 「中学校給食導入促進に向けた補助制度の概要(案)」作成 市町村へ提示・意向確認 |
| 平成23年5月 or 9月 | 「中学校給食導入促進に向けた補助制度」確定 補正予算により、H23年度の所要経費を計上 |
| 平成23年12月 | 市町村の意向集約 H24年度以降の所要経費の見積もり |